

第4節 広島豊かな「生物多様性の保全」

1 目指す姿

- 県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できる、自然と人の共生社会が構築されています。
- 中国山地及び瀬戸内海などの環境や野生動植物の生息・生育空間が保全され、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されています。

2 現状と課題

(1) 生物多様性の保全

- 本県は、中国山地を形成する 1,000m 級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息・生育する野生生物 15,314 種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として 751 種（うち 11 種はすでに絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物 7 種、ヤチシャジンなど植物 4 種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。
- こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。
- また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。
- 一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林水産業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。
- 更に、国内の他地域から持ち込まれたものを含め、外来種は、在来の生物を食べたり、生息・生育場所やエサを奪ったり、近縁種と交雑し遺伝的なかく乱をもたらすなど、地域固有の生態系への影響が深刻化しています。

(2) 自然公園の効率的かつ適切な管理，自然とのふれあいの推進

- 我が国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域，都道府県を代表する優れた自然の風景地を「自然公園法」に基づき，それぞれ国立公園，国定公園，県立自然公園に指定し，生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに，自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。
- また，森林は，水源かん養，山地災害防止，地球温暖化防止，生活環境保全，保健休養，生物多様性の保全などの公益的な機能を有しています。
- 本県の森林面積は，県土面積の約7割に当たる612千ha（平成22年4月現在，全国第10位）であり，面積は横ばいで推移していますが，森林所有者だけでは維持管理が困難となっている森林が増加しており，県民の理解と参加を得ながら，森林の公益的機能を持続的に維持発揮できる多様な森林づくりが必要となっています。
- 一方，農用地は，農作物の生産や水源かん養の機能に加え，営農活動と調和して多様な生物が生息する空間として，緑を保持し，県民にやすらぎを与える機能を持っていることから，こうした機能を維持・増進する必要があります。

図表 2-4-1 自然公園の面積（平成22年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域	うち特別保護地区	
				うち特別保護地区	普通地域
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

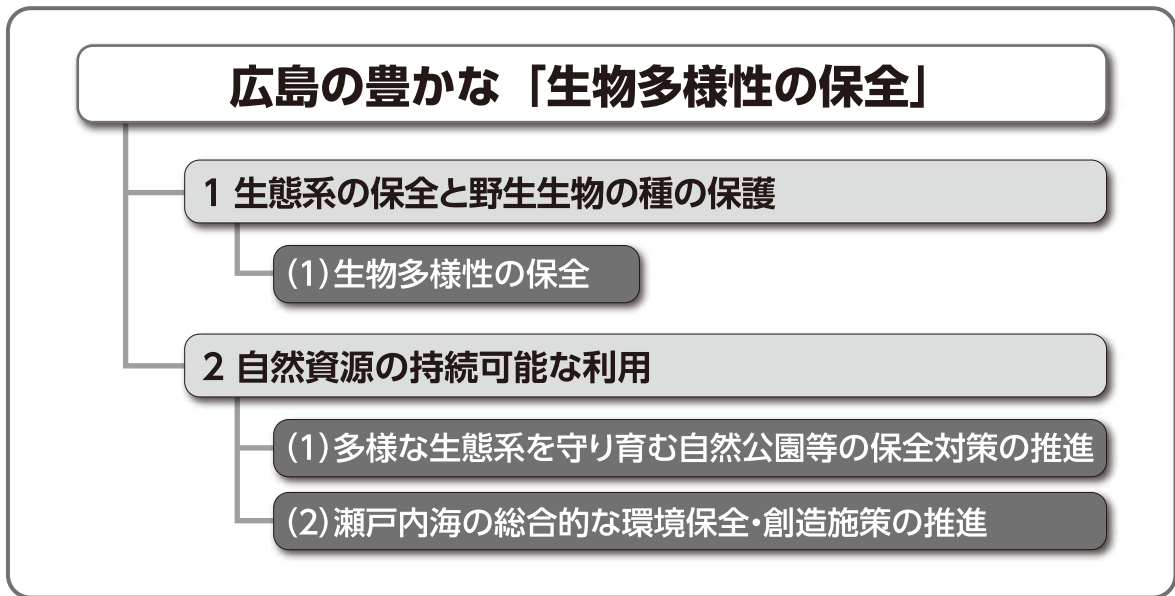
図表 2-4-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成22年4月1日現在）

区 分	地域(区)数	総面積(ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 (特別地区1,248, 普通地区806)
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 (陸域面積)
計	68	2,889

(3) 瀬戸内海的环境保全

- 瀬戸内海地域は，豊かな自然と歴史・文化を共有しています。人口，産業等の集積，閉鎖性水域という特性に配慮した環境保全と多島美の自然景観の保全を図るため，関係府県等と連携して広域的な取組を推進するとともに，豊かな里海としての瀬戸内海的环境資源の活用を図ることが必要です。

3 施策の方向



4 主な施策

1 生態系の保全と野生生物の種の保護

(1) 生物多様性の保全

- **生物多様性地域戦略策定の検討**
 - ・ 広島県における生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本方針や総合的かつ計画的に講ずべき施策等を検討します。
- **生物多様性保全を支える基盤づくり**
 - ・ 多様な主体の参画による保護推進体制の整備及び支援を行います。
- **生物多様性保全のための条例等の見直しの検討**
 - ・ 里地里山⁴⁸など絶滅危惧種等が集中して生息・生育する区域の生態系を保護するため、保護区の拡充等を検討します。
- **生物多様性の県民への周知**
 - ・ 生物多様性に対する理解を深め、生態系の保全と持続可能な利用を図る重要性についての普及啓発を行います。
- **地域における人と自然との関係の再構築**
 - ・ 特定鳥獣保護計画等に基づき、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ等の適正管理を行います。

48. 里地里山：環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単 位	現状値(H21)	目標値	目標年度
鳥獣保護区面積	ha	62,989	63,800	H23
レッドデータブックひろしま掲載数	種	751	H23年度の見直しで設定	
希少種（レッドデータブックひろしま掲載種）の保護活動団体数	団体	調査・設定中		
里山林整備面積	ha/年	313	同程度を整備	設定なし
生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	165	200	H27
ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	4 38(H20) 7(H19)	52頭以内*	H23
イノシシ年間除去頭数		17,643	16,000	
ニホンジカ年間除去頭数		4,808	4,125	

※ 特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画に定める除去頭数の上限値（広島県、島根県、山口県の合計）

2 自然資源の持続可能な利用

(1) 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

- **自然公園等の保全対策の推進**
 - ・多様な生物の生息・生育の場としての自然公園等の良好な自然環境の保全対策を推進します。
- **利用者ニーズに対応した利活用される自然公園づくり**
 - ・利用者のニーズと自然環境保全対策との調和を推進します。（自然資源の持続可能な自然公園づくり）
- **水辺の保全・再生**
 - ・自然環境に配慮した河川の整備を推進します。
 - ・海岸・海浜や海の自然の保全と再生を図ります。
 - ・河川，海岸，港湾等の環境整備における親水施設等の整備を行います。
- **身近な自然環境の保全（再掲）**
 - ・「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定や，住区基幹公園・都市基幹公園等の整備，風致地区・緑地保全地区の指定，街路樹の植栽，法面の自然植生の回復等により，まちのみどりの保全・創造を推進します。
 - ・地域住民や森林ボランティア等による里山林の保全を支援します。
 - ・農業生産活動を基本とした農用地の保全を図ります。
- **自然資源を活用した環境学習の推進**
 - ・県の優れた自然資源を活用した環境学習を推進します。

(2) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

- 瀬戸内海の環境保全の推進
 - ・ 瀬戸内海地域は、豊かな自然と歴史・文化を共有しており、人口、産業等の集積、閉鎖性水域という特性に配慮した環境保全と多島美の自然景観の保全を図ります。
 - ・ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議等関係機関と連携し広域的な取組を推進します。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単 位	現状値(H21)	目標値	目標年度
県自然環境保全地域面積	ha	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積		818		
自然公園面積		37,853		
自然公園利用者数	千人	7,343	7,500	
1人当たり都市公園等面積	m ² /人	10.81(H20)	設定なし	
野外レクリエーション施設利用者数	千人	662	700	H27
自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	現状を維持	
森林ボランティア参加数	人	56,000	70,000	
藻場面積	ha	1,840(H4) 1,842(H10)	1,848.5	
藻場面積(藻場造成・移植) (尾道糸崎港貝野地区)		0.95	0.95	
干潟面積		1,068(H10)	設定なし	
干潟面積(人工干潟) (尾道糸崎港浦崎地区:9.6ha) (広島港五日市地区:24.0ha)		33.6	33.6	H27